
青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領

制 定 平成25年9月4日 青監第488号
最終改正 令和7年3月31日 青監第1149号

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部における建設関連業務（青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第1条に規定する建設関連業務をいう。以下同じ。）に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の13において準用する政令第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定するために行う調査等について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる建設関連業務は、総合評価競争入札の方法により締結しようとする建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務とする。

(調査基準価格)

第3条 政令第167条の13において準用する政令第167条の10の2第2項に規定する「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」又は「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当である」場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、業務ごとに、次に掲げる額の合計額に当該額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額が設計額の70パーセントに相当する額に満たない場合にあっては当該70パーセントに相当する額）とし、その都度、公所の長が設定する。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 建築関係建設コンサルタント業務

- ア 発注者の設計額における直接人件費の額
- イ 発注者の設計額における特別経費の額
- ウ 発注者の設計額における技術料等経費の額の60パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- エ 発注者の設計額における諸経費の額の60パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 発注者の設計額における直接人件費の額
- イ 発注者の設計額における直接経費の額
- ウ 発注者の設計額におけるその他原価の額の90パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- エ 発注者の設計額における一般管理費等の額の50パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(予定価格調書への記載)

第4条 調査基準価格を設定したときは、別紙1を参考に予定価格調書を作成し、その額を記載するものとする。

(入札参加希望者等への周知)

第5条 低入札価格調査制度の対象となる建設関連業務の公告文及び指名通知書には、「落札者を決定するために行う調査等については、青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制

度事務取扱要領（平成25年9月4日青監第488号）による。」と記載し、入札参加希望者及び指名業者に周知するものとする。

（調査基準価格未満入札への対応）

第6条 調査基準価格未満の入札があった場合、契約担当者等は当該入札者に対し、契約意思の確認を行い、契約意思が確認された場合には、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定し通知する旨を告げて当該入札を終了するものとする。

2 契約担当者等は、前項の規定により落札者の決定を保留して入札を終了したときは、入札終了後直ちに、入開札一覧表の写しを監理課長に送付するものとする。

（失格の判定基準）

第7条 契約担当者等は、前条第1項の規定により入札を終了した場合は、調査基準価格未満の入札者について、当該入札者が入札時に提出した積算内訳書により、業務ごとに、次に掲げる費目ごとの基準を下回るものがあるときは、次条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格と判定するものとする。

（1）建築関係建設コンサルタント業務

- ア 発注者の設計額における直接人件費の額の90パーセント以上の金額
- イ 発注者の設計額における特別経費の額の90パーセント以上の金額
- ウ 発注者の設計額における技術料等経費の額の60パーセント以上の金額
- エ 発注者の設計額における諸経費の額の60パーセント以上の金額

（2）土木関係建設コンサルタント業務

- ア 発注者の設計額における直接人件費の額の90パーセント以上の金額
- イ 発注者の設計額における直接経費の額の90パーセント以上の金額
- ウ 発注者の設計額におけるその他原価の額の90パーセント以上の金額
- エ 発注者の設計額における一般管理費等の額の30パーセント以上の金額

（調査の実施）

第8条 契約担当者及び担当工事課長等は、第6条第1項の規定により入札を終了した場合は、当該入札者について、低入札価格調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、次に掲げる項目について、当該入札者に対して低入札価格調査報告書（第1号様式）の提出を求め、事情聴取及び関係機関への照会等の方法により行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由 (第2号様式)
- (2) 積算内訳書の検証 (第3号様式)
- (3) 当該契約の履行体制（再委託の予定） (第4号様式)
- (4) 手持ち建設関連業務等の状況 (第5号様式)
- (5) 配置予定技術者の状況 (第6号様式)
- (6) 過去に受注・履行した同種の建設関連業務の状況 (第7号様式)
- (7) 経営状況 (財務諸表)
- (8) その他必要な事項

3 契約担当者及び担当工事課長等は、前2項の規定による調査が終了したときは、低入札価格調査書（別紙2-1・2-2）を作成するものとする。

4 当該入札者が、調査を拒否し、又は協力しない場合においては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことが証明されないことから、次条第2号に規定する「適正な履行が行われると認められない場合」に該当することとする。

（落札者の決定等）

第9条 落札者の決定及びその手続については、次により行うものとする。

(1) 適正な履行が行われると認められる場合

契約担当者及び担当工事課長等は、調査の結果、当該入札価格によっても契約の内容に適した履行が行われ、かつ、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認めたときは、直ちに当該入札者を落札者と決定し、次の手続を行うものとする。

① 落札者の決定について、落札者決定通知書（別紙３）により、入札参加者全員に通知する。

② 契約締結後、監理課長へ低入札価格調査書（別紙２－１・２－２）の写しを送付する。

(2) 適正な履行が行われると認められない場合

契約担当者及び担当工事課長等は、調査の結果、当該入札価格によっては契約の内容に適した履行がされないおそれがあり、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めたときは、次の手続を行うものとする。

① 公所の長の意見を付して、低入札価格調査結果審査申請書（別紙４）及び低入札価格調査書（別紙２－１・２－２）により、公正入札調査委員会へ申請する。

② 公正入札調査委員会は、①による申請があったときは、前記書類の内容を審査の上、契約の適否を決定し、公所の長へ回答するものとする。

(3) 次順位者を落札者とした場合

次順位者（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者）を落札者と決定した場合は、落札者決定通知書（別紙３）により、入札参加者全員に通知する。

（結果の公表）

第１０条 監理課長及び公所の長は、契約締結後、別紙２－２により調査結果の概要を公表するものとする。

２ 監理課長及び公所の長は、前条第２号の場合は、低入札価格調査結果審査申請書（別紙４）に契約の適否を記載し、別紙２－２とともに公表するものとする。

３ 前２項の公表は、監理課及び公所の所定の場所において、閲覧に供することにより行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して１年間が経過する日までとする。

３ 監理課長は、別紙５により調査結果を県のホームページに掲載して公表するものとし、その期間は、入札日の属する年度の末日から起算して１年間が経過する日までとする。

（監督体制）

第１１条 契約担当者及び担当課長等は、契約締結後、業務計画書の提出に当たり、必ず受注者の責任者からその内容について聴取を行うものとする。

（指名停止の措置）

第１２条 当該入札者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、青森県建設業者等指名停止要領（平成２年６月２８日青監第６３３号。以下「指名停止要領」という。）に規定する措置要件に該当することとし、指名停止要領第３条に規定する指名停止の措置を行うものとする。

(1) 第６条第１項に規定する落札者の決定の保留後に正当な理由がなく契約を辞退する旨の申出があった場合

(2) 第８条第１項に規定する低入札価格調査を拒否し、又は協力しない場合

(3) 第１１条に規定する業務計画書を提出せず、又は聴取に応じない場合

（その他）

第１３条 この要領に定めるもののほか、建設関連業務の低入札価格調査制度に係る事務の取扱いについては、建設工事の低入札価格調査制度に係る事務の取扱いの例によるものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月6日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成25年10月1日以後に締結する建設関連業務の委託契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設関連業務の委託契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月16日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成28年5月16日以後に指名通知する建設関連業務に係る入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成29年6月1日以後に指名通知する建設関連業務に係る入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成30年5月1日以後に指名通知する建設関連業務に係る入札について適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年3月13日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成31年4月1日以後に締結する建設関連業務の委託契約のうち、平成31年10月1日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年6月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成31年6月1日以後に指名通知する建設関連業務に係る入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年9月27日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、令和元年10月1日以後に入札公告又は指名通知する建設関連業務に係る入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月30日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、令和6年7月1日以後に入札公告又は指名通知する建設関連業務に係る入札について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

低入札価格調査報告書

年 月 日

（発注者） 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

連絡先電話 （ ） —

当社（者）が入札した下記業務に係る低入札価格調査について、以下のとおり提出します。
なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名等

- （1）業務番号：
（2）業 務 名：
（3）入 札 日：

2 提出書類

- ☐（1）「当該価格で入札した理由」（第2号様式）
☐（2）「積算内訳書」（第3号様式）
☐（3）「当該契約の履行体制（再委託の予定）」（第4号様式）
☐（4）「手持ち建設関連業務等の状況」（第5号様式）
☐（5）「配置予定技術者名簿」（第6号様式）
☐（6）「過去に受注・履行した同種の建設関連業務」（第7号様式）
☐（7） 直前2か年の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表・損益計算書）

第2号様式（第8条関係）

当該価格で入札した理由

（記載要領）

- ア 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち建設関連業務の状況、過去に受注・履行した同種の建設関連業務、再委託の相手方の協力等の面から記載すること。
- イ 積算内訳書記載の各費目について、積算した価格で契約の履行が可能な理由を具体的に記載すること。
- ウ なお、当該価格で入札した結果、契約の内容に適合した履行を行うことは当然であること。

第 3 号様式（第 8 条関係）

積算内訳書（建築関係建設コンサルタント業務）

（標準記載例）

業務名					
区分	種別	業務実施 金額	うち自社実施 金額	うち再委託 予定金額	備考
直接人件費					一次内訳書-1
特別経費	模型作成				
技術料等経費	模型写真				
諸経費	直接経費				諸経費に係る
	間接経費				内訳書
合計					再委託予定金額の比率 〇〇%

積算内訳書の明細書（建築関係建設コンサルタント業務）

（標準記載例）

（一次内訳書の様式）

一次内訳書－ 1 直接人件費の内訳					
区分	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	備考
直接人件費	建築意匠実施設計業務	人・日数			
	建築構造実施設計業務	人・日数			
	建築設備実施設計業務	人・日数			
	建築積算業務	人・日数			
	設備積算業務	人・日数			
小計					

（諸経費に係る内訳書の様式）

諸経費の内訳				
区分	種別	細別	業務実施金額	備考
諸経費	直接経費			
	間接経費	一般管理費		
		付加利益		
		その他経費		
諸経費計				

積算内訳書（土木関係建設コンサルタント業務）

（道路詳細設計業務の場合の標準記載例）

業務名							
区分	工種	種別	細別	業務実施 金額	うち自社実 施金額		備考
					うち再委託 予定金額		
直接原価	道路構造物 設計	道路設計	道路詳細 設計				一次内訳書－ 1
	打合せ	打合せ協議					
	直接経費	旅費交通費					
		電子成果物					
その他原価	間接原価						一般管理費等に 係る内訳書
	その他						
一般管理費 等	一般管理費 等						
合計							再委託予定金額 の比率〇〇%

積算内訳書の明細書（土木関係建設コンサルタント業務）

（道路詳細設計業務の場合の標準記載例）

（一次内訳書の様式）

一次内訳書－ 1 道路詳細設計 1 k mあたりの費用内訳					
区分	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	備考
直接原価	設計計画及び施工計画	(km)式			
	現地調査	(km)式			
	平面縦断設計	(km)式			
	横断設計	(km)式			
	道路付帯構造物・小構造物設計	(km)式			
	仮設構造物・用排水設計	(km)式			
	設計図	(km)式			
	数量計算	(km)式			
	照査	(km)式			
小計					

（一般管理費等に係る内訳書の様式）

一般管理費等の内訳					
区分	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
一般管理費等	一般管理費等	一般管理費等	一般管理費 付加利益		
	一般管理費等計				

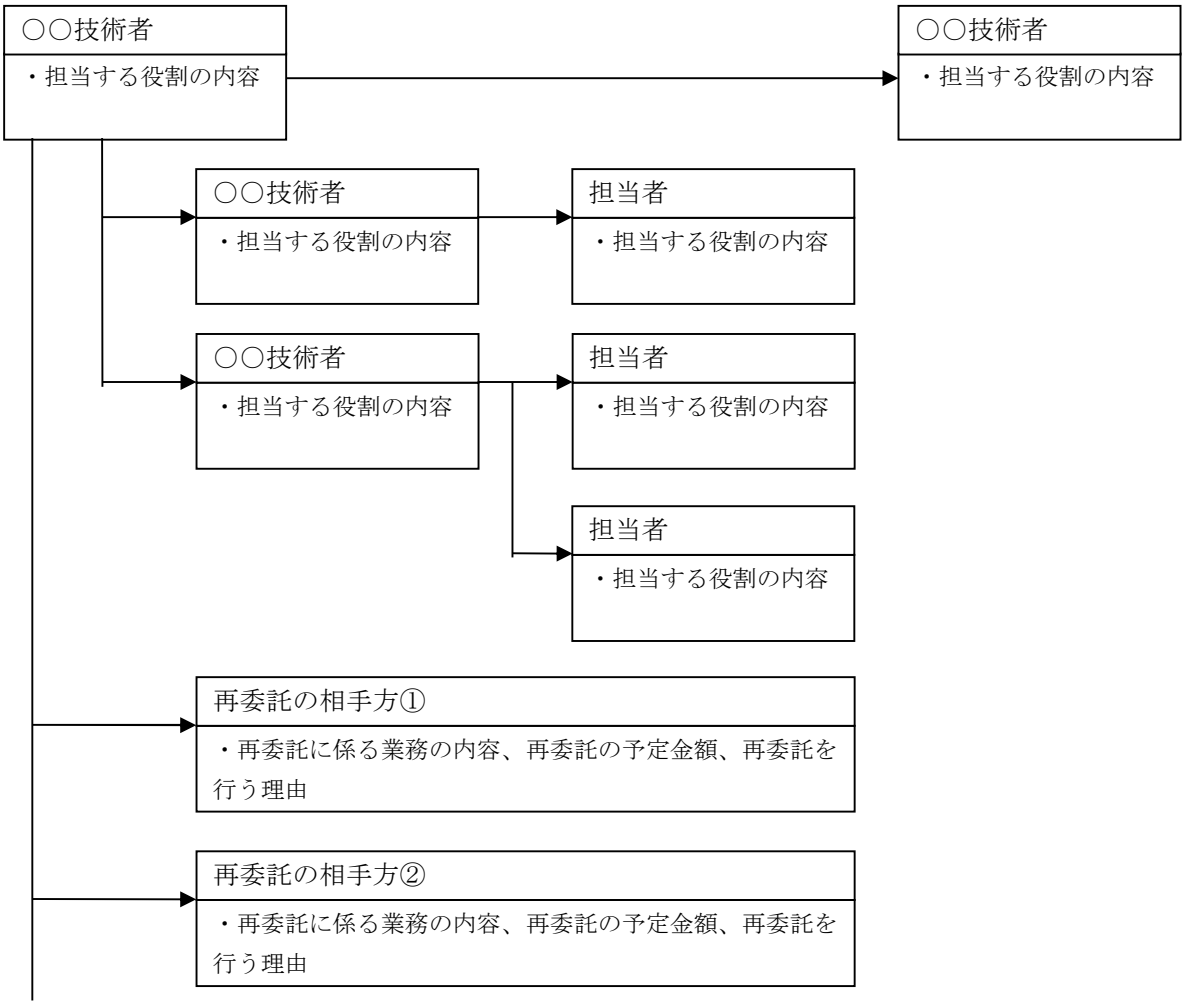
(記載要領)

- ア 設計図書の内訳書に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書とすること。
- イ 契約書に基づく発注者の承諾を必要としない簡易な業務の再委託の分を含め、再委託を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
- ウ 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- エ 業務の実施に必要な費目との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」等の名目による金額計上は行わないものとする。

第4号様式（第8条関係）

当該契約の履行体制（再委託の予定）

（1）履行のための体制図（全体像）



（2）業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

（記載要領）

- ア 体制図においては、契約業務のうち設計図書等において指定した軽微な部分を含めて再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手方ごとに、相手方名、再委託に係る業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載すること。なお、全ての再委託の相手方の見積書を添付すること。
- イ 「技術者の区分」の欄は、契約業務の内容に応じて適宜設定すること。

第 5 号様式（第 8 条関係）

手持ち建設関連業務等の状況

（ 技術者）（氏名： ）

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

（記載要領）

- ア 配置を予定する技術者ごとに、手持ち建設関連業務等全てについて記載すること。
- イ 備考欄には、手持ち建設関連業務等における管理技術者、照査技術者、担当者等の別を記載すること。
- ウ 発注者が認めた場合、技術提案書添付書類の様式により代えることができる。

第 6 号様式（第 8 条関係）

配置予定技術者名簿

技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

（記載要領）

- ア 配置を予定する技術者について記載するものとする。なお、入札参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- イ 「技術者の区分」の名称は、契約業務の内容に応じて適宜設定すること。
- ウ 記載した資格を証明する書面の写しを添付すること。
- エ 発注者が認めた場合、技術提案書添付書類の様式により代えることができる。

第 7 号様式（第 8 条関係）

過去に受注・履行した同種の建設関連業務

通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績 評 定 点	備考

- （記載要領）
- ア 過去 1 0 年間に元請として履行した同種の建設関連業務の実績について記載すること。
- その際、低入札価格調査の対象となった業務の実績は最初に記載すること。また、低入札価格調査の対象となった業務については、「備考」の欄に「低入札価格調査対象」と記載すること。
- イ 発注者が認めた場合、技術提案書添付書類の様式により代えることができる。

別紙 2－1（第 8 条、第 9 条関係）

低入札価格調査書

○ 業務概要及び聴取状況報告書

発注公所名	
業務番号及び業務名	
予定価格（税抜）	千円
調査基準価格（税抜）	千円（対予定価格 %）
本調査対象の入札額（税抜）	千円（対予定価格 %）
本調査対象業者名	
入札年月日時	年 月 日 時
予定履行期間 （可能最遅発注時期）	年 月 日～ 年 月 日 （遅くとも 月 日までには発注が必要）
聴取年月日時及び聴取場所	年 月 日 時 室
説明者の役職・氏名	
聴取者の役職・氏名	
契約担当者及び 担当工事課長の総合評価	【記載例 1】 ◆落札者として決定する。 ① 技術者、労務者の確保が困難とは認められない。 ② 会社の経営状況に問題が認められない。 ③ 手持業務が昨年度同期に比してかなり低下しており、回転資金を確保するため、原価でも実行したいとの強い意欲がある。 ④ 説明態度に自信が見られ、業務内容に適合した履行が可能と考えられる。 ----- 【記載例 2】 ◆落札者として認められない。 ① 技術者、労務者の確保方法に具体性がなく不安がある。 ② 長期借入金が年間売上高の 2 倍以上あり、2 年間赤字経営が続いており、経営状況に不安がある。 ③ その他説明態度に自信が見られず、業務内容に適合した履行は困難と考えられる。

注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙 2－2（第 8 条、第 9 条、第 10 条関係）

○ 低入札価格調査の概要

発注公所名	
業務番号及び業務名	
入札日	年 月 日
調査対象業者名	

項 目	内 容
1 当該価格で入札した理由	
2 積算内訳書の検証	
3 当該契約の履行体制（再委託の予定）	
4 手持ち建設関連業務等の状況	※配置予定技術者ごとに記載すること。
5 過去に受注・履行した同種の建設関連業務の状況	※適正な履行が行われると判断する主な内容を記載すること。
6 経営状況	(1) ① 年 月決算 ② 年 月決算 ・自己資本額： 千円 ・自己資本額： 千円 ・経常利益額： 千円 ・経常利益額： 千円 ・業務売上高： 千円 ・業務売上高： 千円 (2) 東京商工リサーチ等における情報 無・有（ ）
7 その他	

注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙 3（第 9 条関係）

年 月 日

（入札参加者） 殿

事務所長

落札者決定通知書

下記のとおり、落札者を決定したので通知します。

記

- 1 業 務 番 号
- 2 業 務 名
- 3 開 札 日
- 4 落札者の氏名
- 5 落札者の住所
- 6 落 札 金 額

注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙 4（第 9 条、第 1 0 条関係）

年 月 日

公正入札調査委員会 殿

公所の長（公印省略）

低入札価格調査結果審査申請書

別添の低入札価格調査書のとおり、落札者として不適当と判断したので、これでよいか審査願います。

(公所の長の意見)

注 1）本書は当該業務の主管課長へ低入札価格調査書の写しを添付の上提出すること。
注 2）主管課長は速やかに公正入札調査委員会の審査に付し、その結果を公所へ連絡すること。
注 3）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。